

A社：神戸市灘区所在 免許更新回数（1）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：インターネット広告（DOOR賃貸）

賃貸住宅2物件

■ おとり広告

◎ 平成29年9月21日時点の広告について、その前日を情報更新日として、8階部分の住戸を取引できるかのように表示

⇒ 8階部分は801号室と802号室の2室が存在するが、801号室は平成29年6月に契約済みであり、また、802号室は平成29年6月以前より入居中であって、取引不可であった。

なお、当物件について、A社は少なくとも平成29年8月10日及び同年9月20日に情報更新を行い、広告していたものである。

■ 取引内容の不当表示

◎ 専有面積について、実際よりも広く表示。（2件）

◎ 鍵交換費用を必要とする旨及びその額不記載。（2件）

■ 表示基準違反

◎ 「取引形態 一般」 ⇒ 媒介（仲介）の文言不記載。（2件）